

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十二年十月八日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
保健医療 部	衛生研究 所	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>重要物品であるネットワークシステム用サーバー(平成 10 年取得、2,121,000 円)放射能測定装置(平成 7 年取得、2,204,200 円)の処分について、いずれも廃棄した年度が明確ではなく、次のとおり不適切な点があった。</p> <p>1 埼玉県財務規則上必要とされる会計管理課長への処分協議、不用決定伺、廃棄伺を行うことなく処分していた。</p> <p>2 重要物品等カード、備品出納簿及び物品供用簿へ必要事項の記載が行われていなかった。</p>	<p>再発防止のため、会計事務の執行に当たり、埼玉県財務規則等の関係諸法令を十分確認するよう、職員に周知徹底を図り、適正な事務処理を行っている。</p> <p>また、会計管理課の指導のもと適正な物品管理事務を行っている。物品管理事務の基礎を再確認させるため、出納総務課主催の財務研修に職員を 13 名参加させた。</p> <p>平成 22 年 3 月 15 日、処分協議の代わりに会計管理課へ当該重要物品に係る顛末書を提出した。その後、会計管理課から重要物品異動報告書の提出の指示があり、7 月 9 日に提出した。</p> <p>これら一連の事務処理に合わせて、重要物品等カード、備品出納簿及び物品供用簿へ必要事項を記載した。</p>
教育局	総合教育 センター 江南支所	平成 21 年 7 月 3 日 (第 2095 号)	<p>農業教育用として飼育している牛の飼料の購入は、2 者から見積書を徴取し、平成 19 年度の執行予定額 約 4,446 千円、20 年度は約 4,245 千円で随意契約により単価契約を締結した。随意契約の理由として、安全な飼料の安定的購入のため、地域において販売実績のある業者であることが必要としている。</p> <p>しかし、牛の飼料を納入できる業者が複数あること</p>	<p>平成 21 年度当初における入札参加資格者名簿の牛飼料取扱業者が 1 者のみであったため、県内の各飼料販売店数(現在把握件数 64 者)と当支所が必要としている飼料取扱状況を調査した結果、11 者の飼料取扱業者を確認した。</p> <p>それを受け、22 年 4 月 9 日に一般競争入札を実施したところ 3 者から応札があり、入札額約 3,437 千円(消費</p>

			から、競争入札とすべきであった。	税込額約3,609千円)を落札額とし、契約を締結した。
教育局	義務教育 指導課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成20年度の市町村総合助成事業のうち「学力向上支援員配置事業」について、次のとおり不適切な点があった。</p> <p>1 4月に着手した事業に対して、6月に交付決定をしていた。</p> <p>2 配置した支援員の氏名、勤務実績が不明な実績報告書に基づいた履行確認により、補助金を確定していた。</p>	<p>平成22年度の助成事業においては、対象市町村から4月9日までに交付申請書を提出させ、4月12日付けで交付決定を行った。</p> <p>また、21年度分の実績報告書については、市町村から、支援員の氏名及び勤務実績が明確な実績報告書を提出させ、適切に履行確認を行った。</p>